

特記仕様書

工事番号 令和5年度 湖北消組建第1号
工事名 湖北地域消防組合（仮称）米原消防署庁舎整備事業上下水道管布設工事
工事場所 米原市天満
工事期間 契約締結日の翌日から120日間

第1条 本工事の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書（令和2年4月滋賀県）」（以下「共通仕様書」という。）、「一般土木工事等共通仕様書付則（令和2年4月滋賀県土木交通部）」（以下「付則」という。）、「下水道工事共通仕様書（滋賀県琵琶湖環境部）」（以下、「下水共通仕様書」という。）、「設計便覧（案）下水道編Ⅰ－2004年版、下水道編Ⅱ－2005年版（滋賀県琵琶湖環境部）」（以下、「便覧下水Ⅰ、Ⅱ」という。）、「平成22年度水道工事標準仕様書（日本水道協会）」および本特記仕様書によるものとする。

第2条 共通仕様書ならびに付則において、「滋賀県が発注する土木工事等」は「湖北地域消防組合が発注する土木工事等」に、「滋賀県建設工事請負契約約款」は「湖北地域消防組合建設工事請負契約約款」に、「滋賀県建設工事監督要領」は「湖北地域消防組合建設工事監督要領」に、「滋賀県建設工事検査要領」は「湖北地域消防組合工事検査規程」に、それぞれ読み替えるものとする。

第3条 「公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律」の徹底を図り、適正な施工体制を確保するため、現場代理人および主任（監理）技術者と受注者との直接的な雇用関係の確認を行う。

1. 「配置予定技術者等届」を入札後、契約締結までに提出すること。なお現場代理人および主任（監理）技術者と受注者との直接的な雇用関係を確認できるもの（社会保険、雇用保険の写し等）を添付すること。
2. 専任の主任技術者および監理技術者は、入札執行日以前、3箇月以上の雇用関係にあること。
3. 主任技術者の資格は以下のとおりとする。
 - (1) 建設業法（第26条）による主任技術者の資格は、以下のとおりである。
 - ア 実務経験年数による場合は、経歴書を提出すること。
 - (ア) 大学卒〔指定学科〕 3年以上の実務経験
 - (イ) 高校卒〔指定学科〕 5年以上の実務経験
 - (ウ) その他 10年以上の実務経験
 - イ 資格等による場合は、資格者証の写しを添付すること。
 - (ア) 建設業法「技術検定」
4. 当該工事における現場代理人と主任（監理）技術者を兼ねることができる。
5. 現場代理人は、建設業法第7条第1項第2号に定められた技術者（営業所における専任の技術者）でないこと。

第4条 湖北地域消防組合の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

(「不当介入に関する通報制度」の徹底について)

1. 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
2. 受注者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別紙様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
3. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第5条 主任技術者又は監理技術者を専任すべき工事において専任を要しない期間

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

2. 約款第30条第1項の規定に基づく完成した旨の通知を受け、監督職員が完成確認した翌日から契約期間満了までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、日程の都合上、契約工期満了後に検査が行われる場合は、契約工期満了後の監理技術者等の工事現場への専任を要しない。

第6条 本工事の施工にあたっては、環境に与える影響を十分認識し、適切な環境配慮を行うため特記事項を遵守し施工すること。

第7条 本工事における使用材料は原則、日本水道協会検査合格品であり、かつ検査実施後3年以内のものを使用しなければならない。また、検査実施後3年以内のものであっても、材料検査によって品質が劣悪であると判断されたものは使用してはならない。

第8条 共通仕様書および付則に対する特記事項は、次のとおりとする。

記

第1編 共通編

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1-3 設計図書の照査等

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により約款第17条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとし、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

なお、受注者は、設計図書の照査を行わないで現場に着手してはならず、該当する事実がない場合でも、設計図書の照査に関する測量結果等の資料を監督職員に提出すること。

1-1-1-4 施工計画書

施工計画書の作成にあたっては、「施工計画書作成要領（案）」によるものとするが、下記事項及び共通仕様書により別途規定がある場合は、その内容を追記するものとする。

また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合も、同様とする。

ただし、当初請負代金額が250万円未満の工事については、「計画工程表」、「現場組織表」、「主要資材」、「緊急時の体制及び対応」及び「再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法」を提出するものとする。

1. (11) 交通管理

受注者は、「施工計画書作成要領（案）」を参考に、必ずダンプトラック等の過積載防止対策について記載するものとする。

2. (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

再生資源利用計画書等の作成について

受注者は、工事を施工する場合において、「土木請負工事必携（令和2年4月近畿地方整備局）、9. 建設副産物適正処理推進要綱、10. 再生資源の利用の促進について」により、再生資源利用計画書等を作成し監督職員に提出するものとする。

なお、計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。

1-1-1-5 コリنز（CORINS）への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリنز）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリنزから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はコリンズ登録時に監督職員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

1-1-1-8 工事の着手

受注者は、特記事項に定めのある場合を除き、特別な事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事着手しなければならない。

1-1-1-9 工事の下請負

共通仕様書において、「滋賀県の工事指名競争参加資格者である場合には」とあるのは「湖北地域消防組合の建設工事競争入札参加資格者である場合には」と読み替えるものとする。

1-1-1-18 建設副産物

1. 建設発生土の利用について

本工事に使用する埋戻し材については、現場発生土を使用する。

使用するには品質が適正なものであるか確認し、監督職員と協議のうえ使用するものとする。

なお、工事着手前に再生資源利用計画書を作成し、完成時に計画の実施状況を監督職員に指定様式で報告すること。

2. 建設発生土の処分について

建設発生土の処分については、以下のとおりとする。

本工事の建設発生土の一部は、下記の箇所に運搬するものとし、受入条件は下記のとおりとする。

これにより難しい場合が生じたときは監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(1) 受入場所 湖北地域消防組合（仮称）米原消防署庁舎整備地

(2) 運搬距離 受入地までの運搬距離は、L=0.2kmとする。

(3) その他

詳細な搬入箇所については、監督職員の指示によること。

なお、発生土調書、数量調書、運搬経路図、追跡写真及び整形後等の写真を監督職員に提出すること。

3. 建設廃棄物の処分について

工事着手時に再生資源利用計画書を作成し、完成時に計画の実施状況を監督職員に指定様式等で報告すること。

【建設副産物適正処理推進要綱】

(1) 再資源化施設への搬入

本工事から発生するコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊及び建設発生木材（伐採材の枝葉、伐根材）は、最寄りの再資源化施設に搬入するものとする。

(再資源化への適切な措置)

再資源化等をする施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入時間
アスファルトコンクリート塊	湖北総合開発(株)	彦根市甲田町	8時～17時
コンクリート塊	湖北総合開発(株)	彦根市甲田町	8時～17時

上表については、積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。
 なお、受注者の想定する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
 ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

なお、建設廃棄物の処理にあたっては現場（作業所）に廃棄物処理責任者（支店には廃棄物処理総括責任者）を定めるとともに、下記の書類を添付すること。

- ア 産業廃棄物処理委託契約書の写し
- イ 産業廃棄物処理業許可証の写し
- ウ 再資源化施設への経路地図及び施設の写真
- エ 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）

また、運搬車両毎にマニフェスト（積荷目録）を発行し、搬出完了後はマニフェスト（D表）の写しを提出すること。

(2) 再資源化施設への搬入車両

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」改正に伴い、産業廃棄物収集運搬車に係る標示及び書面備え付けが義務づけられたことにより、別紙のとおり対応し、運搬車両毎に写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

4. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等への適切な措置

受注者は、工事に使用する特定建設資材および工事に伴い排出する特定建設資材廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年度法律第104号）および「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年度法律第137号）を遵守し、分別解体等および再資源化等を実施するものとする。

・特定建設資材

コンクリート	現場打ちコンクリート（無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、PCコンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート等）、無筋コンクリート二次製品
鉄およびコンクリートから成る建設資材	有筋のコンクリート二次製品（鉄筋コンクリート二次製品、PCコンクリート二次製品、鉄筋コンクリート二次製品、鉄骨鉄筋コンクリート二次製品）
アスファルトコンクリート	アスファルト混合物
木材	木材製品

・特定建設資材廃棄物

コンクリート塊
アスファルトコンクリート塊
建設発生木材

(1) 対象建設工事の請負契約に係る書面の記載

受注者は別に定める様式に分別解体等の方法および解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称および所在地、再資源化等に要する費用を記載し、契約までに監督職員に説明を行い、同意を得ること。

(2) 受注者は再資源化等が完了した年月日および再資源化等をした施設の名称および所在地、再資源化等に要した費用等を再資源化等報告書に記載し、監督職員に提出すること。

5. 舗装の切断作業に伴う泥水の処理について

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

6. 建設副産物情報交換システムについて

本工事は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）の登録対象工事であり、受注者は施工計画書作成時、工事完了時および登録情報の変更が生じた際は、速やかに当該システムのデータ入力または更新を行うこと。

また、受注者は、COBRISにより出力した再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）を監督職員に提出するものとする。

1-1-1-26 工事中の安全確保

(地下埋設物件の事故防止)

1. 受注者は、工事の施工にあたって予想される地下埋設物件は、管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置・深さを確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止すること。

なお、保安対策の打合せを行ったときは、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、特に監督職員から調書様式の指示がなければ、次の様式を用いて、調書の写しを監督職員に提出するものとする。

工事場所	市道 自線 延長m 至			打合せ内容
	占有者 工事受注者	所属職名	立会者名 印	

2. 受注者の責により地下埋設物に損害を与えた場合は、すみやかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し、応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

3. 受注者は、埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については、占有企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。その結果未使用の管の処置を受注者が企業者より依頼を受けた場合には、文書によってその責任を明確にしておかなければならない。

(近接施工)

受注者は、配電線及び送電線等付近で作業をする場合は事前に関西電力(株)事業所等と事故防止対策について協議すること。

(道路付属物ならびに占用物件の処置)

受注者は、工事施工のために支障となる道路の付属物並びに占用物件がある場合には、その処置について予め設計図書に関し監督職員と協議するものとする。

(安全訓練等)

(1) 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- ア 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- イ 当該工事内容等の周知徹底
- ウ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- エ 当該工事における災害対策訓練
- オ 当該工事現場で予想される事故対策
- カ その他、安全・訓練等として必要な事項

(2) 安全・訓練等に関する施工計画の作成

受注者は、工事の内容に応じた安全教育および安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。

(3) 安全・訓練等の実施状況報告

受注者は、安全教育および安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

1-1-1-30 環境対策

(低騒音型・超低騒音型の使用)

1. 本工事箇所は、特に生活環境を保全する必要がある地域であるので、施工にあたっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用すること。
2. 本工事において表1-1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事

業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

表1-1-1

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクターショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラー、振動ローラー ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260 kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	

1-1-1-32 交通安全管理

(安全対策費)

安全対策については、交通誘導員を計上しているが、道路管理者及び所轄警察署との打合せの結果により変更等が生じた場合は設計図書に関しては監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(安全施設類)

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署並びに地元自治会と打合せを行い実施するものとする。

道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合、設計図書に関して協議するものとし、設計変更の対象とする。

(交通誘導員の有資格)

交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せ結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

なお、交通誘導員AおよびBとは、公共工事設計労務単価に定める職種の定義による。

配置場所	交通規制対象工種	交通誘導員	編成	昼夜別	交替要員の有無
間田長浜線 県道天満一色線	交通規制を行う工種	2名/日	交通誘導員 B：2名	昼間	無

(交通安全法令の遵守)

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者および所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線および道路標示に関する命令（平成26年5月26日改正 内閣府・国土交通省令第1号）、工事現場における標示施設等の設置基準（平成26年10月1日一部改訂版滋賀県土木交通部）、道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

(工事現場における標示施設等)

受注者は、工事現場における標示施設等の設置基準（平成26年10月1日一部改訂版滋賀県土木交通部）に基づき、標示施設および防護施設の設置および管理をおこなわなければならない。

受注者は、工事標示板等の製作にあたって事前に「工事種別」および「工事内容」について監督職員の確認を受けなければならない。

1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償

(法定外の労災保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

付則第1節 適用

(コンクリート用スラグ細骨材)

受注者は、コンクリートに使用する細骨材に、コンクリート用スラグ細骨材（JIS A 5011）を使用する場合は、単位体積重量が、設計重量を超えることにより、設計上不利とならないように、設計重量以下となるように配合（混合）すること。

(塩化物総量規制)

受注者は、コンクリート中の塩化物総量規制については、「コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領（以下、「実施要領」という。）、Iコンク

リート中の塩化物総量規制」による他、次によるものとする。

1. 現場配合のコンクリートについても、レディーミクストコンクリートと同様とする。
2. 受注者は、容器その他の器具は、コンクリート中のアルカリ等に侵されずまた測定結果に悪い影響を及ぼさない材質を有し、塩化物の付着等がないように洗浄した後、表面の水分を取り除いたものを用いなければならない。

3. 測定記録

受注者は、策定結果は実施要領に示す様式により提出するものとする。

また、測定値を後日確認できるように計器の表示部等を測定ごとにカラー写真撮影して監督職員に提出するものとする。

(アルカリ骨材反応試験)

アルカリ骨材反応試験については、「コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領 1-Ⅱアルカリ骨材反応抑制対策」による他、次によるものとする。

1. アルカリ骨材反応試験の結果、無害でないと判定された骨材を使用する場合は、次によるものとする。

(1) レディーミクストコンクリートを使用する場合

レディーミクストコンクリート生産者と協議して抑制対策の3項のうちどの抑制対策によるものを納入するかを決め、監督職員に報告するものとする。

(2) コンクリート製品を使用する場合

製造業者に抑制対策の3項のうち、どの抑制対策によっているのかを報告させ、監督職員に報告するものとする。

(3) 現場でコンクリートを製造して使用する場合

現地における骨材事情、セメントの選択の余地等を考慮し、抑制対策の3項のうち、どの抑制対策を用いるかを決めてから監督職員に報告するものとする。

2. 記録の保存

実施した対策および確認した結果はとりまとめて監督職員に提出するものとする。

1-3-3-2 レディーミクストコンクリート

本工事に使用するコンクリートは、JIS表示許可工場の製品を使用するものとする。

ただし、JIS工場以外の製品を使用するときは監督員の承諾を得なければならない。

コンクリートの規格は次のとおりとし、スランプの許容範囲は±2.5cmとする。

実施に当り変更したい場合は、監督職員の承諾を得て変更することができる。ただし、設計変更の対象とはしないものとする。

生コンクリート 呼び強度	粗骨材の 最大寸法	スランプ	スランプの 許容範囲	水セメント比	備考
18	40	8	±2.5	60%以下	高炉B種

第1章 一般事項

付則 第1節 適用

(再生資材の利用)

受注者は、下表のとおり再生資材を使用するものとする。

ただし、再生資材製造工場の都合等により下記の再生資材の使用が困難な場合については、設計図書に関し監督職員と協議するものとする。

資 源 名	規 格	用 途	備 考
再生アスファルト混合物	密粒度アスコン (13)	表 層	
再生クラッシャーラン	RC-30	路盤材	
〃	RC-40	基礎材	

受注者は、再生資材を使用する場合は、以下により品質が適正なものであるか確認のうえ使用するものとする。

1. 上記再生資材を路盤材または舗装材として使用する場合は「舗装再生便覧」によるものとし、品質管理試験は、別表のとおりとする。
2. 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」によるものとし、構造物の立地条件を考慮して適正な品質の物を使用するものとする。

なお、河川に係わる工事(低水護岸等の水際耕作物)のコンクリートブロック張(積)、石張(積)の基礎材として使用する場合は、アスファルト塊の混入したものを使用してはならない。

3. 再生クラッシャーランを河川に係わる工事(低水護岸等の水際工作物)のコンクリートブロック張(積)、石張(積)の天端工及び胴込・裏込材に使用する場合は、アスファルト塊は不可とし、かつ、すり減り減量が50%以下の品質のものを使用する。
4. 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、れんが等の混入物を有害量含んではならない。
[別表]

工 種	種別	必要項目	試験項目	試験頻度
アスファルト再生骨材	材料		アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装再生便覧による
			旧アスファルト含有量	〃
			旧アスファルト針入度針入度	〃
			骨材の微粒分量試験	〃
再生用添加剤 (アスファルト系及び石油潤滑油系)	材料		動粘度	〃
			引火点	〃
			薄膜加熱後の粘度比	〃
			薄膜加熱質量変化率	〃
			密度	〃
			組成分析	〃

再生 アスファルト	材料		針入度	〃
			軟化点	〃
			伸度	〃
			トルエン可溶分	〃
			引火点	〃
			薄膜加熱質量変化率	〃
			薄膜加熱針入度残留率	〃
			蒸発後の針入度比	〃
			密度	〃

受注者は、必要項目の選定及び頻度にあたっては監督職員と協議することとする。

なお、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された再生加熱合材を使用する場合は、付則第2編1-2-8-1一般瀝青材料の規定によることとする。

第3編 土木工事共通編

第1章 総 則

第1節 総 則

3-1-1-16 創意工夫

当初請負代金額が250万円以上の工事について、工事成績評定における高度技術、創意工夫または地域社会への貢献（以下「創意工夫等」という）に対する評価は、施工計画書にそのことが記載され、または事前に受注者から自主的に創意工夫等にかかる資料が監督職員あて提出され、それらの項目が創意工夫等に該当すると判断し、施工等に反映されていた場合に評価するものとし、実施前に施工計画書に記載または資料等の提出がなされていない場合は評価しないものとする。

第2章 一般施工

第10節 仮設工

3-2-10-2 工事用道路工

(工事用道路工)

1. 工事用道路および運搬路において路面補修等が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。
2. 工事用道路工の敷鉄板の賃料期間については、掘削、床掘り、埋戻し、路床盛土、現場内運土、復旧工、構造物撤去工、擁壁工、公園カーポート工、雨水排水設備工、園路広場整備工にかかる日数を計上している。

3-2-10-7 水替工

1. 現場の地域性を鑑み、本工事における全ての排水処理について、十分配慮しなければならない。

- (1) 水替工については共通仕様書第3編2-10-7によるが、排水基準は、関係法令によらなければならない。
 - (2) 排水は、琵琶湖の特性に鑑み、魚類等に害を及ぼすものであってはならない。
2. 仮設工の水替は、ポンプ排水（常時排水）としているが、工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約、施工条件によりがたい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第2節 処理場・ポンプ場

ポンプ設備等に関しては、下記によるものとする。

第1章 総則

1. 一般事項

本特記仕様書は、米原市天満地先に建設する污水マンホールポンプ設備に適用するもので、本工事は、本特記仕様書、工事設計書、設計図面にに基づき、これらに記載された機器類を製作して、性能試験または、社内性能試験による書類検査に合格した後、現地搬入の上、試運転を行うものとする。

2. 施工範囲

本工事は、上記の設計、製作、据付け、配管、配線工事、試運転、調整、予備試験など一切を行うものとする。また、上記工事に伴う配管貫通部のはつり復旧など、付帯工事の一切も本工事範囲とする。

また、各種官公庁への手続、加入金および申請の際に必要な費用についても工事範囲とする。

3. 施工上の留意事項

機器の設計、製作に際しては、十分現地調査を行うとともに監督職員と協議の上、本特記仕様書に基づいて施工すること。

第2章 機器

1. ポンプ

(1) 使用目的

本ポンプは、湖北地域消防組合（仮称）米原消防署庁舎整備事業の污水を揚水するものである。

(2) 仕様

型式	着脱式水中污水汚物ポンプ（改良型ノンクログ型）
口径	65 mm
吐出量	0.220 m ³ /min
全揚程	8.8m
電動機出力	1.5kw
周波数	60Hz
電圧	200V
回転速度	1800min-1
起動方式	直入
台数	2台

(3) 構造

- ア 本ポンプは、汚水を揚水するもので水中において連続運転に耐え、振動や騒音がなく、円滑に運転できると共に、特に有害なキャビテーション現象が発生しないような堅ろうな構造とすること。
- イ ポンプに使用する電動機は、乾式水中形誘導電動機とする。
- ウ ポンプケーシングは内部圧力および振動等に対する機械的強度ならびに、腐食、摩擦を考慮した良質の鋳鉄製品とする。
- エ ポンプ羽根車は、ノンクログ型で良質強靱なる製品とし、固形物の混入に対し堅ろうで詰まりにくい構造とする。また、平衡を十分取ると共に表面を滑らかに仕上げること。
- オ 主軸は、電動機軸を延長したもので、伝達トルクおよび振動に対しても十分な強度を有すること。
- カ 軸受は、十分な支持容量を有し長時間の連続運転に耐え円滑な自己潤滑ができる構造とする。
- キ 軸封部は、メカニカルシールを用い運転中、停止中を問わず異物がモーター内に侵入しないよう中間に軸封油を密封した二段構造とする。またシール等の取替は、容易に行える構造とする。
- ク 配管との接続フランジ寸法は、J I S規格または水道規格とする。

(4) 安全装置

異常温度上昇を検知するオートカットを内蔵すること。

(5) 使用材料および塗装

使用材料および塗装は次による。

主要材料

ケーシング	F C 200 程度
羽根車	S C S 13 程度
底フタ	F C 200 程度
ベルマウス	S U S 304
主軸	13 C r ステンレス鋼
ガイドパイプ	S U S 304 T P , 20 S
吊上げチェーン	S U S 304

塗装

ポンプ本体	タールエポキシ塗装
着脱装置	タールエポキシ塗装(ガイドパイプは除く。)

(6) 据付け

据付けに当たっては、水準器等によって芯出し調整を行うこと。

(7) 他工事との区分

別途土木との取合、区分

原則として機器据付に伴うはつり、削孔部分の復旧工事は本工事に含む。

(8) 付属品

水中ケーブル	各 1 式
ポンプ着脱装置	各 1 式

ガイドホルダ	各1式
ガイドパイプ	各1式
ポンプチェーン	各1式
基礎ボルト	各1式
特殊工具	1式

第3章 弁類（ユニット内蔵）

1. 逆止弁

(1) 仕様

型式	ボール式逆止弁
口径	65mm
台数	2台

(2) 構造

ア 弁は、閉鎖時に急激な水撃圧に対し十分な耐久力のあるもので、水密が十分に保たれる構造とすること。

イ 弁体は、開閉作動確実なもので、流水抵抗の極力少ない構造とすること。

(3) 使用材料

弁箱	S C S 13 程度
弁体	ゴム/N B R 程度

2. 仕切弁(ボール弁)

(1) 仕様

型式	ボール式仕切弁(JIS10K)
口径	65mm
台数	2台

(2) 使用材料

弁箱	S C S 13 程度
弁体	S U S 304 程度

3. 空気抜用逆止弁

(1) 仕様

型式	ボール式排気弁
口径	25mm
台数	2台

(2) 使用材料

弁箱	S C S 13 程度
弁体	S U S 304 程度

第4章 配管（ユニット内蔵）

1. 使用材料および工事範囲

(1) 使用材料

揚水管	65mm、S U S 304
-----	----------------

第5章 制御盤

1. ポンプ制御盤

(1) 仕様

型式	屋外用SUS製閉鎖装柱型
概略寸法	450W×1300H×235D
電圧	2相3線200V、60Hz
塗装	マンセル5YR2/1.5（茶色）
面数	1面

(2) 制御盤概要

ア 材質

盤の主要構造材は、収納機器の重量、作動による衝撃などに十分耐える強度を有する鋼板製とする。

イ 鍵

ドアには鍵を設ける。

ウ 構造

屋外型は防雨製を有し雨水のたまらない構造とする。

エ 内部表示灯 電源、運転、故障、異常高水位 ほか

オ 外部警報 監視装置(NTT回線使用)

ポンプ場で異常が発生した場合は、指定された場所へ異常を通報できるものとする。

カ 外部接続端子 商用電源、ポンプ、水位計 ほか

キ スイッチ

盤内に自動・切・手動の切換スイッチを設ける。

ク ランプ

盤内に電源・運転・異常を示すランプを設ける。

ケ 避雷器

盤内に寿命モニター付避雷器を設ける。

コ 非常通報装置

本設備は通報監視設備の不要なインターネットを利用した監視通報システムとし、監視通報システムメーカーの有するデータセンターへ監視通報装置からの情報を送信、通信には経済性と災害時安定性を考慮し携帯パケット通信を用い、マンホールポンプで発生した異常E-mailにて即座に関係者の携帯電話等へ一斉送信させる。E-mail受信確認機能を有した仕組みとし、受信確認がされない場合はE-mailを再送信できることとする。

・監視方式中央監視設備の不要なインターネットを利用した監視通報システムとし、携帯端末（メール受信機能付携帯電話）およびインターネットパソコンにて監視を行う方式とする。

・自動通報項目ポンプ故障（漏電・過負荷・欠相）、ポンプ浸水・加熱、異常高水位、停電、逆相、制御電源断、ポンプ長時間運転、レベル異常、ドア不正開放、ブレーカー断放置ほか

・監視項目フローシート表示、日報／月報／年報、警報確認、警報履歴、運転履歴、トレンドグラフ表示、運転電流トレンド表示、遠隔操作、ポンプ管理台帳ほか

(ア) 仕様

形式	監視通報装置
台数	1台
寸法	メーカー標準仕様
電源	AC200V
停電補償	30分
適用回線	携帯パケット通信
通信速度	4G
通信プロトコル	PP (TCP/IP、UDP/IP)
通報方式	一斉同時E-mail配信
通報宛先	10件以上登録可能
リトライE-mail	3回以上設定可能

(イ) データセンター (サーバー設置施設)

- ・中央監視設備を不要とするため。監視通報装置メーカーの有するデータセンターを利用すること。
- ・震災等の災害を考慮し、東西2拠点以上にデータセンターを開設していること。
- ・メインとなるデータセンターはセキュリティ・停電・火災・地震 (M7クラス)
- ・雷対策が施された施設であること。
- ・メインとなるデータセンターは監視通報装置メーカー以外の、第三者機関に設置されていること。

2. ポンプ運転の概要

(1) 運転方案の選択

セレクトスイッチの操作により下記の運転が選択できること。

- ・自動 — No.1 No.1 ポンプ自動運転
- ・自動 — No.2 No.2 ポンプ自動運転
- ・自動 — 交互 No.1・2 ポンプ自動交互運転
- ・手動 — No.1 No.1 ポンプ手動運転
- ・手動 — No.2 No.2 ポンプ手動運転

(2) 自動運転

下記の運転機能を備えていること。

ア 水位制御による自動運転

(ア) 単独交互運転

槽内の水位が運転開始水位 (H1WL) になると、ポンプ1台が起動し送水する。その後、停止水位 (LWL) まで低下すると停止する、残りの1台は待機する。再び水位上昇により運転開始水位 (H1WL) に達すると待機していたポンプが運転し、停止したポンプは待機状態に入る。以後もこれを繰り返し交互運転する。

(イ) 飛び越し運転

交互運転時に運転順位にあるポンプが稼動しない場合、または途中で停止した場合は、待機順位にあるポンプが稼動し、停止水位 (LWL) まで運転後に停止する。

(ウ) 並列運転

ポンプ1台起動水位(H1WL)を超えて水位が上昇し、ポンプ2台起動水位(H2WL)に達した場合、待機順位にあるポンプが追いかけて起動し、2台並列運転となること。

イ タイマーによる自動運転

(ア) 強制運転

異常高水位(HHWL)に水位が達した場合は、ポンプ2台を強制的に稼働させ、一定時間運転の上、停止すること。

(イ) 間欠タイマー運転

汚水水位が停止水位に達しても、起動水位まで到達しない状態で長時間放置されている場合は、一定時間の間隔をおいて間欠運転する。

ウ フロートスイッチ(バックアップフロート)による運転

シーケンサが故障した場合、シーケンサ回路からは独立した回路を持つバックアップフロートによって緊急的な自動運転する。

第6章 引込開閉器盤

仕様

型式	制御盤内内蔵式
内蔵品	主幹開閉器(100V) 積算電力量計取付スペース

第7章 水位計

1. 投込式水位計

ポンプ槽内に設置したセンサから水位を検知して出力できるものとする。

センサ材質	SUS316L
付属ケーブル	外径 8.1mm
ケーブル延長	30m

2. フロートスイッチ

フロート(浮子)の転倒によりマイクロスイッチが動作するものとする。

フロート材質	PP樹脂
付属ケーブル	外径 0.75mm 2×3心
ケーブル延長	20m

第8章 電気設備工事概要

本工事は、汚水マンホールポンプユニット設置に必要な電源の引込み、ポンプ制御盤の製作、据付け、電気配線工事、遠隔通信回線工事、試運転調整の一切を行うものである。また、工事に先立って必要な関係官公庁との協議、許可申請等の手続の作業も本工事に含むものとする。

1. 設備工事の内容の概略は下記のとおりである。

- (1) 電源の引込み工事
- (2) ポンプ運転制御盤および計装盤の製作・据付け

(3) ポンプ・水位計までの電気配線工事

(4) 遠隔通信回線工事

(5) 試運転調整

2. 制御盤の据付工事

(1) 盤の据付け

盤は所定の金具で壁に強固に取り付けること。

(2) 接地工事

接地工事の接地極には、接地銅板または連結式接地棒を使用し、各種接地抵抗値の基準値内になるように施工すること。

3. 引込受電柱の建柱

受電柱を設けなければならない場合は、建柱位置はマンホール近傍とし、建柱に当たっては監督職員の指示によるものとする。

第9章 その他

本工事の施工に当たって予想される地下埋設物は、管理者と現地立会いの上、当該物件の位置・深さを確認し、必要な場合は試験掘りを行うなど綿密な事前調査を実施し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止すること。保安対策の打合せを行ったときは、「立会い打合せ調書」に立会者の押印を求め、当該調書の写しを監督職員に提出、事故防止に努めなければならない。

受注者の責により地下埋設物件および構造物に損害を与えた場合には、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置を取り、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

(その他の特記事項)

1. 損害賠償

工事施工に伴い、通常発生する物件等の破損の補修費および騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失に係る補償は、受注者の負担において行うものとする。

2. 地元説明会

受注者は、地元説明会において、施工方法・工程・交通対策・安全対策等について関係者が納得するまで十分説明し工事着手すること。安全対策については、工事途中において住民の意見等を聞きながら、見直し改善し、第三者のより安全性を確保して実施すること

3. 高炉セメントの使用について

当工事におけるコンクリートは、すべて 高炉セメントB種を使用するものとする。

ただし、やむを得ず高炉セメントコンクリートに代えて普通ポルトランドセメントを使用する場合は、アルカリ骨材反応が無害の場合または抑制対策を行うことにより監督職員の承諾を得て使用することができる。

なお、設計変更の対象とはしない。

4. 交通安全対策

本工事施工区域において、十分交通安全対策については配慮し、各施工時には必要な保安施設および交通誘導員を配置しなければならない。

- (1) 標識類、防護柵等の安全施設類に付いては、現場条件に応じて設置するほか、警察等第三者との協議に基づき実施するものとする。
- (2) 通行止めによる施工箇所については、迂回路、工事期間、受注者名および施工主体名等、道路使用許可条件に付された内容を明示し、特に緊急連絡体制や夜間照明施設の保全体制を監督職員に提出のこと。
- (3) 工事施工にあたり、当該工事施工区間内である主要地方道および市道を対象として、工事車両の運行経路および掘削機械等の重機の使用計画を監督職員に提出するとともに、事前に書面等により道路管理者および周辺住民等に、了解を求めなければならない。
- (4) 工事の施行に当たっては道路交通法第77条による所轄警察署長の道路使用許可を得、許可条件を遵守すること。

また、施工箇所を通行する地元住民への事前広報を徹底し、理解を得ると共に、工事警戒標識等を十分に設置して各種事故防止に努めること。

5. 土曜閉庁における作業について

受注者は、工事实施の都合上、土曜日等に作業を行う場合は、共通仕様書第1編（1-1-36）によるものとする。

6. 資源の使用抑制について

本工事における工事用重機・車両等の使用にあたっては、アイドリングストップや効率的な運転を行い、省エネルギーに取り組むこと。

7. 写真管理項目

タックコート及びプライムコートの施工は舗設後不可視となるため、対象工区全域の散布状況が確認できる写真を提出すること。

8. 路盤面の品質確保

プライムコートの施工後、剥離等により路盤面の安定が保てない状況が想定される場合は、砂の散布を行うなど品質確保に努めること。

9. 現場密度管理

車道部の路盤工において、現場条件により歩道用機械を使用する場合でも、車道部の現場密度を確保すること。

10. 通学路の安全確保について

沿線市道が通学路になっているため、工事車両の出入りや工事施行について注意して行うこと。

1 1. 給水管の取出し

本管からの給水取出し工事については、米原市指定給水装置工事事業者に依頼し施工すること。

1 2. その他

その他、本仕様書に記載なき事項については、監督職員の指示によること。